

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）」において、『研究機関等の長は、動物実験実施者及び実験動物の飼養又は保管に従事する者（以下「動物実験実施者等」という。）に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質向上を図るために必要な措置を講じること。』と定められています。

本学ではこれを受け、「和洋女子大学動物実験等管理規程」を制定、第 31 条において「学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、以下の事項に関する所定の教育訓練を受講させる。」と規定しています。

平成 29 年度 第 1 回動物実験教育訓練

学長をはじめ、動物実験委員会委員、動物実験責任者・実施者および事務担当者が参加した。

実施内容の概略

実施日時：平成 29 年 8 月 1 日（火）16：20～17：00

開催場所：西 2-4 教室

講師：公私立大学実験動物施設協議会教育訓練受講者 本三保子先生

対象：動物実験責任者、動物実験実施者

出席人数：12 名

内容：和洋女子大学動物実験等管理規程第 31 条に規定する事項

- ① 連法令、指針等、本学の定める規程等
- ② 動物実験等の方法に関する基本的事項
- ③ 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- ④ 全確確保、安全管理に関する事項
- ⑤ 獣共通感染症に関する事項
- ⑥ その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

平成 29 年度 第 2 回動物実験教育訓練

学長の指示のもと、動物実験実施者（生化学実験Ⅱ履修の学生）に向けて、動物実験教育訓練が実施された。

実施内容の概略

日本および世界における動物実験の法体系、和洋女子大学における動物実験の規程、ならびに動物実験における 3R の実践についての講義が、ビデオ視聴も交えて行われた。科学的知見および学習効果が「大切な動物の命」の犠牲を上回るよう、かつ科学的合理性を欠いた苦痛を実験動物に与えないよう、常に意識して飼育・実験するという心構えが大切であるということが繰り返し説明された。

実施日時：①平成 29 年 9 月 28 日（水）9：45～12：10

②平成 29 年 9 月 28 日（水）13：00～15：25

③平成 29 年 10 月 4 日（木）9：45～12：10

開催場所：南館 6B-2 実験室

講 師：公私立大学実験動物施設協議会教育訓練受講者 鈴木敏和先生

対 象：動物実験実施者

出席人数：合計名 (①39名、②42名、③39名)

内 容：和洋女子大学動物実験等管理規程第31条に規定する事項

- ・動物実験実践倫理のビデオ視聴
- ・動物実験関連法令・指針・規程
- ・動物実験における3Rの実践
- ・生化学実験Ⅱ履修の際の留意事項
- ・小テスト

教育訓練実施風景

